お子さんをお連れの外国人住民の皆様へ
お知らせします

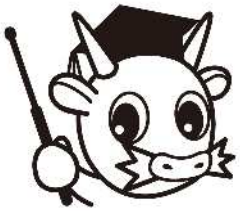

さいたま市にお住まいの外国人住民の方は、公立の小学校又は中学校で勉強することができます。

※「在留カード」や「特別永住者証明書」の交付対象とならず、住民票が登録できない方も対象となります。

◇条件は

① さいたま市にお住まいで、

② 学校に通う年齢（※）のお子さん

※ 2025年4月から2026年3月に学校へ通う年齢は

小学校へは、2013年4月2日から2019年4月1日までに生まれた方

中学校へは、2010年4月2日から2013年4月1日までに生まれた方

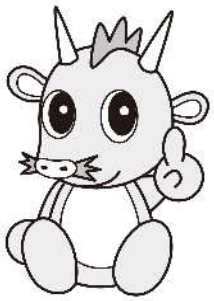

◇手続きは

各区役所区民課の窓口で住民票の登録手続きをして、公立の小学校又は中学校に通いたいことを伝えてください。

◆住民票が登録できない方の手続きは

（1）どこで　さいたま市教育委員会学事課
浦和区常盤6－4－4　さいたま市役所　第2別館1階

（2）持ってくるもの　①パスポート
②住んでいる場所のわかるもの（アパートの契約書など）

◇注意すること

① 住んでいる場所によって決められた学校に通うことができます。

② 保護者が手続きを行ってください。

③ 日本の子どもたちと同じ勉強をします。

④ 入学料や授業料はかかりません。

⑤ 学校に通う年齢を越えている方は、対象となりません。

◇問合せ　：　さいたま市教育委員会　学事課　TEL　048－829－1648

令和7年度（2025.4～2026.3）